

平成28年度事業報告

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

アベノミクス効果により、我が国経済は平成29年3月で50か月を超える景気回復となり、雇用・所得環境が改善、一部では深刻な人手不足の状況も見られるようになりました。しかし、賃金の伸びは限定的で個人消費に力強さがなく、企業の設備投資も慎重なスタンスを続けています。そうした状況から、政府ではデフレ脱却が第一として、予定していた消費税10%の引き上げを2年半先送りとしました。また、英国のEU離脱や保護主義的な潮流が、世界経済に不確定要因となりましたが、米国トランプ新政権による大規模な財政支出拡大を期待して1年を終えました。

こうしたなか、大手広告代理店の長時間労働が社会問題化して「働き方」に注目が集まり、「働き方改革」と「健康経営」が、会社経営にとってキーワードとなりました。結果として、われわれ社会保険労務士への期待が一層大きくなっております。それだけに、職業倫理からかけ離れた不適切な言動は、国民に対する重大な裏切り行為として厳しい批判を受けることにもなります。我々は、自らの襟を正し、職業倫理をこれまで以上により強く意識し、人事労務管理をはじめとした専門分野で、社会の信頼に答えていく必要があります。当会では、「事業の健全な発達と労働者等の福祉に資する」という社会保険労務士法の目的に則り、平成28年度通常総会でご承認いただいた事業計画の各事業を進めてまいりました。

当会の運営及び諸事業の実施に当たり、ご協力・ご支援を頂いた関係各位に謝意を表し、以下に詳細をご報告いたします。

I. 業務の拡充・改善に関する事業

- ①「社労士会労働紛争解決センター 奈良」では、申立費用無料化の継続実施中で、期中3件のあっせん申立を受け、設立以来の累計は18件と認知度も徐々に上がってきました。また、あっせん委員に対し、事例研究及び助言弁護士による研修を開催したほか、他の紛争解決機関との連携強化や情報交換を行いました。
- ②全国社会保険労務士会連合会のモデル事業として、小規模医療機関に対し医療労務ホットライン「院長のための労務110番」を展開し、県下の医療機関から2件の電話相談を受理しました。
- ③電子申請の利用促進に向けたヘルプデスクの開設と共に研修を実施し、18名の会員が参加。また、使い勝手に関し、労働局と定期協議を行いました。
- ④「社労士会セミナー」は、一般事業主を対象に『働き方改革～人が集まる職場作り～』をテーマに、「1億総活躍時代の働き方～ワークライフバランスで生産性を上げる～」「ハラスメント対策～ますます重要度が高まるハラスメント対策～」を10月19日に開催し52名の参加を頂きました。
- ⑤県内中小企業の支援強化にむけ、日本政策金融公庫奈良支店と「業務連携・協力に関する覚

書」(11月7日調印)を締結しました。

- ⑥経済団体との連携・情報交換を図るため、奈良経済同友会・奈良商工会議所・奈良経済産業協会へ申し入れを行いました。
- ⑦県内中小企業健康経営を支援するため、全国健康保険協会奈良支部と「健康づくりの推進及び健康保険制度運営に関する包括連携協定」(平成29年2月13日調印)を締結しました。
- ⑧社労士制度への理解・協力を得るため、労働組合連合との情報交換を12月1日実施、士業関係団体との交流として「専門士業(10団体)連絡協議会」の他、女性士業の情報交換会(奈良弁護士会主催)に当会からも2名が参加しました。

Ⅱ. 委託・契約に基づく事業

- ①厚生労働省奈良労働局の委託を受け、専門家派遣・相談等支援事業として、「奈良県最低賃金総合相談支援センター」(大和高田経済会館での出張相談を含む)を開設、平成28年度中の平日(午前9時から午後5時30分)11名の会員が電話又は来所による相談、および9名の会員が事業所を訪問する派遣型による経営改善・労務面のアドバイス等を実施しました。また、賃金水準の低い郡部地域で、重点的にミニセミナー・個別相談会を開催しました。
- ②日本年金機構との委託契約により、各年金事務所における相談業務を通年にわたり担当しました。
- ③全国健康保険協会委託事業については、大和高田年金事務所の窓口において健康保険の給付や申請届出についての相談業務を担当しました。
- ④奈良県の委託を受け奈良県病院協会内に開設された「医療勤務環境改善支援センター」へ、医療労務コンサルタントの当会員10名を「医療労務管理アドバイザーおよび医業経営アドバイザー(兼任)」として派遣いたしました。
- ⑤奈良県より「奈良県福祉・介護事業所認証制度」の実地調査を受託し、107事業所の労働条件審査を5名の会員で実施しました。

Ⅲ. 会員の資質向上に関する事業

- ①特定個人情報保護評価(SRPⅡ)研修を平成28年11月に実施しました。
- ②「必須研修」は、平成28年9月に安全管理研修として「労務管理に基づくメンタルヘルス対応」「最近の労働判例について」、平成29年2月に「育児介護休業法の改正について」「雇用保険法の改正について」「経営労務診断サービス(ROBINS)について」「社労士と情報セキュリティ」等についての研修を実施しました。
- ③医療労務コンサルタント研修については、平成28年12月に新規受講希望者8名を対象に研修を実施しました。
- ④医療労務コンサルタントのフォローアップ研修については、平成28年8月「連合会」「大原記念労働科学研究所」の共同で実施され、3名の会員が受講しました。
- ⑤内閣官房まち・ひと・しごと創成本部及び奈良県の要請を受け「働き改革アドバイザーモデル研修会」に当会から9名の会員が参加しました。

- ⑥解決センターのあっせん委員候補者への研修を奈良弁護士会とも合同で4回実施し、あっせん手続の事例研究・法的知識習得に努めました。
- ⑦平成28年12月に今年度入会の11名に対し、新規入会者研修を実施しました。
- ⑧義務研修である「倫理研修」については、全員受講を目指し平成29年1月14日の研修実施の他、未受講者への補講を平成29年3月に開催し合計61名が受講終了しました。
- ⑨各支部においても、多彩な内容の研修会が開催されました。

Ⅳ. 広報に関する事業

- ①「大和社労士」を年4回発行し、会員及び関係機関へ配布しました。
- ②支部を中心に、年金・雇用・労務の無料相談会を平成28年10月中心に、延べ11か所で開催し、44件の相談を受けました。
- ③チラシ作製のほか、「奈良テレビ」への出演・取材を通じ社労士会の活動、社労士業務の広報に努めました。
- ④ホームページは、月2回以上、内容のタイムリーな更新を行いました。また、HP新着情報一覧を月1回以上会員へ、書面での通知を開始しました。
- ⑤連合会近畿地域協議会と連携し、平成28年6月に奈良テレビで15秒CM160本を集中放映し、年度更新・算定基礎時期にあわせて社労士活用を広報しました。
- ⑥奈良商工会議所「会議所ニュース」に「社労士知っ得だより」コーナーを継続掲載しました。

Ⅴ. 基盤拡大と運営強化に関する事業

- ①本年度は、15名の入会及び24名の退会者がある一方、新たに認められた1人法人の設立もあり、社労士法人は5となりました。
- ②新入会員研修を通じ、新会員への会事業への参加促進を図りました。
- ③連合会及び近畿地域協議会の活動に積極的に参加し、他府県社会保険労務士会との連携促進を行いました。
- ④社会保険労務士試験への協力を行いました。
- ⑤会事業の円滑な運営のため、年度を通じ理事会を11回、支部長会を4回開催しました。
- ⑥事務局の情報セキュリティ強化のため、会館内のLANを分離しました。

Ⅵ. 社会貢献に関する事業

- ①各年金事務所での年金相談業務に延べ会員868名が協力
- ②全国健康保険協会奈良支部の事業として、健康保険に関し、大和高田年金事務所での相談業務に延べ会員251名が協力
- ③毎週土曜日（午後1時から5時）、20名の会員が「労働・年金総合相談室」において、電話・来所による無料相談を実施しました。
- ④業務運営に関し、行政機関等との業務連絡協議会を、労働局とは平成28年9月に開催、又、

全国健康保険協会奈良支部とは平成28年12月に開催し、意見交換を行いました

- ⑤日本年金機構と年金事務所とは、主として年金相談業務に関し毎月定例の連絡会議を開催するとともに、平成28年11月には年金以外の社会保険の適用・徴収等全般についても意見交換を行いました。
- ⑥日本年金機構から運営受託の「街角の年金相談センター 奈良」においては、当会会員社労士と相談職員が一体となって対面相談に当たっており、一層の品質向上を目指し、相談職員のレベルアップのため、延べ12回の研修を実施しました。また、地協主催の業務委託社労士向け研修が平成29年2月に実施され、8名の会員がスキルアップ研修を受講しました。
- ⑦学校教育への社労士活用に関する事業として、県立高校等10校で出前授業「社会に出て働くときの基礎知識」を実施し、延べ1,354名の高校生等が受講しました。
- ⑧連合会地域協議会の事業として、関西大学および同志社大学における寄付講座へ講師を派遣しました。
- ⑨奈良県のがん対策事業として、「がん患者の就労支援」に会員7名が相談員として参加し、県内5か所の拠点病院にある「がん相談支援センター」で相談支援活動を実施したほか、奈良県立医大での研修会に講師を派遣しました。
- ⑩「社労士成年後見センター奈良」については平成28年4月から活動を開始し、成年後見人候補者名簿を奈良家庭裁判所に提出、県下11市・3町役場の地域包括支援センターへ広報・周知活動を実施しました。

Ⅶ. その他諸事業

- ①新規入会者に対しては、毎月面接を実施し、倫理面の注意と共に社会保険労務士賠償責任保険の加入促進を図りました。
- ②不適切な情報発信を行う会員のホームページを調査し、うち4事務所に指導改善を求めました。また、会員社労士に対する苦情については、「苦情処理相談窓口」に28年度中3件寄せられ、「苦情処理委員会」において早期解決に努め、全て処理いたしました。
- ③SR 経営労務センターとの連携として、「大和社労士」に加入促進広告を継続掲載しました。
- ④会員の厚生と親睦を図るため、平成28年11月に滋賀・近江八幡方面へ日帰りバス旅行、平成29年3月に「ボウリング大会」を実施しました。